

タイトル : 難民受け入れ態勢等に関して

報告者 : 軽部 洋 (財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部長)

趣旨 : 第三国定住難民受け入れ開始に際して、既に受け入れたインドシナ難民、条約難民の受け入れ経験を踏まえつつ、長期的な視点から将来の難民受け入れ態勢をどのようにすべきかを考察する。

1. 日本による難民受け入れの変遷

(1) インドシナ難民の受け入れ

(イ) 1975年インドシナ三国で相次いで政変が発生し、これに伴い大量の難民が周辺諸国にボートピープルやランドピープルとして流失。

(ロ) 日本政府は1979年7月、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を設置し、定住促進のための諸施策を推進することとし、1979年11月政府は財団法人アジア福祉教育財団に定住支援事業を委託し、財団内に難民事業本部が設置された。

(2) 条約難民の受け入れ

1982年1月1日に難民条約が発効し、条約難民の受け入れ開始。条約難民の定住支援策については、2003年9月から開始。現在は、2006年4月1日に開所された新宿区のRHQ支援センターにおいて実施している。

(3) 第三国定住難民の受け入れ

2008年12月16日政府は閣議了解により、2010年度からパイロットケースとしてタイの難民キャンプに一時的に庇護されているミャンマー難民の受け入れを開始することを決定。

2. 難民支援プログラム

(1) 定住支援プログラム

(イ) 入所期間は6か月間。条約難民の場合には、仕事をしている人のために、夜間コースを新たに設けた。夜間コースも授業の合計時間は同じだが、6か月ではなく、1年間のコースとなる。

(a) 日本語教育572時限 (1時限=45分)

目標は、最低限日本での生活に必要な「読む・書く・聞く・話す」の4技能を身につけること。

(b) ・生活ガイダンス120時限 (1時限=45分)

日本の社会制度、習慣や税金、社会保険など、社会での生活に役立つ内容を教育。

(c) ・就職斡旋

(ロ) インドシナ難民の場合は、各受入施設は、宿舎と教室が同じ敷地にあり、食堂で給食をとるようないわゆる合宿形式。

これに対し、現在の「RHQ支援センター」は基本的に難民が自宅から通ってくる通

所式の施設で、住所が遠くて通えない方には、借り上げ式の宿泊施設を無償で提供。

3. インドシナ難民の定住・定着状況

(1) インドシナ難民定住促進プログラムの評価

日本語教育については、生活に必要な日本語能力という目標は達成されている。

就職においては、雇用主側の理解と協力が大きな役割を果たした。

定住後、多くの者は安定した生活を送っているが、高齢化、世代間ギャップ、病気の相談が多く、引き続き自治体、病院等と連携して支援していくことが求められている。

(2) インドシナ難民の法的地位に起因する諸問題

インドシナ難民は、閣議了解に基づき定住許可を受けた者であり、法律に基づき個別に難民認定された条約難民とは法的地位が異なる。

4. 第三国定住難民の受け入れ開始に際しての難民受け入れ態勢等に関する提案

日本の難民受け入れ事業は未だ30年の歴史しか有しておらず、この意味で試行錯誤のプロセスにあるとも言えよう。諸外国の事例も参考としつつ、日本の状況にあった受け入れ態勢を長期的視点から構築していく必要がある。

(1) 条約難民との間の衡平性に対する配慮

(イ) 法的地位

第三国定住難民には条約難民と同じ法的立場が与えられることが望ましい。

(ロ) 定住促進プログラム

条約難民と第三国定住難民に提供される定住支援プログラムの内容は、基本的に同一のものとされる必要がある（が、第三国定住難民は日本での生活は全く初めての状態であるので、きめ細かな配慮が必要）。

(2) 定住促進プログラムの充実

(イ) 日本語・生活ガイダンス教育

日本で安定して自立した生活を送り、学校や職場で社会の一員として活躍するためには、より高いレベルの日本語の習得が鍵となる。

(ロ) 職業訓練／就職

就職に結び付きやすいパソコンなどの資格を取得できる職業訓練が望ましい。

(3) その他の考慮されるべき問題

(イ) コミュニティとの関係

既に条約難民、難民認定申請者等で形成されている（ミャンマー人）コミュニティと新たな第三国定住難民が、どのような協力関係を築いていけるかが問題。

(ロ) 政府の財政負担の問題

現在の厳しい財政事情の下で、どれだけの予算手当ができるか課題となり得る。